

平成25年度

運輸安全マネジメントに関する
取組みについて



平成26年6月
仙台市交通局

はじめに

「全ての運送事業者は、経営トップから現場の職員に至るまで、輸送の安全が最も重要であることを自覚し、運輸安全マネジメントにより絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない」ことを義務付けた『運輸安全一括法』（平成18年法律第19号）が、平成18年10月に施行されました。

これを受け、仙台市交通局では、『仙台市交通局自動車運送事業安全管理規程』（以下「安全管理規程」という。）を制定し、お客様を安全、確実、快適に輸送することが最大の使命であることを深く認識し、絶えず輸送の安全の確保と向上に努めております。

本書は、旅客自動車運送事業運輸規則（平成22年国土交通省令第30号）に基づき、仙台市営バスが平成25年度に実施した輸送の安全に関する目標及び計画等の達成状況、事故等に係る情報等を公表するものです。

目 次

	ページ
I 平成25年度輸送の安全に関する目標と結果・・・・・・・・	2
II 平成25年度輸送の安全に関する重点指導項目・・・・・・・・	3
III 平成25年度輸送の安全に関する計画の実施結果・・・・・・・・	4～16
IV 自動車事故報告規則第2条に規定する事故（重大事故等） に関する統計の報告・・・・・・・・	17, 18

I 平成25年度輸送の安全に関する目標と結果

(安全管理規程第6条関係)

1. 有責事故抑止目標と有責事故件数

	有責事故抑止 目標件数	有責事故件数
平成25年度	81件	111件

2. 事故種別件数

		平成24年度	平成25年度
物 損 事 故		50件	64件
	衝 突	40件	45件
	物件衝突	10件	19件
人 身 事 故		50件	47件
	車内人身	31件 (※25件)	21件 (※18件)
	衝突人身事故	13件	17件
	歩行者・二輪車事故他	6件	9件
合 計		100件	111件

※車内人身事故のうち、停車中の事故件数

3. 10万kmあたりの有責事故件数

	平成24年度	平成25年度
総走行距離	18,143,826 km	18,289,158 km
件数	0.55件	0.61件

4. 路上故障抑止目標と路上故障件数

	路上故障抑止目標件数	路上故障件数
平成25年度	38件	31件

Ⅱ 平成25年度輸送の安全に関する重点指導項目

(安全管理規程第7条関係)

1. スローガン

私たちは、お客様に安全と安心・快適を提供するため、すべての業務における基本を再認識し、これを実行します

2. 市バスのモットー

より安全に・より親切に

3. 職員のモットー三則

- (1)お客様の安全を何よりも優先します
- (2)お客様にまごころを込めて接します
- (3)法令を遵守し他車に運転の模範を示します

4. 指導方針

- (1)乗務員一人ひとりがあらゆる行動において、法令及び各種マニュアル等に定める事項に従い、それを実践すること
- (2)この方針を実行・推進するため、『基本に忠実に！』運動を展開すること
- (3)自らの運転操作の「クセ」に気づき、それを改善すること
- (4)プロドライバーとしての自覚と責任を持って実行すること

5. 乗務員のための最重点指導項目

停車中の事故の根絶

- (1)着座前発進事故の未然防止
- (2)ドア挟み事故の未然防止

6. 重点指導項目

- (1)走行中の事故の抑止
- (2)接客用語活用の実践
- (3)エコドライブの実践
- (4)現場からの報告・連絡体制の強化

Ⅲ 平成25年度輸送の安全に関する計画の実施結果

(安全管理規程第7条関係)

【実施日：平成25年4月1日～平成26年3月31日】

1. 輸送の安全確保に関する意識の徹底及び関係法令等の遵守

(1)「基本に忠実に！」運動の実施

運転・接客・その他乗務員のあらゆる作業・操作・行動において、法令・その他の規制・マニュアル等に定める基本的事項に忠実に従うという認識を持たせるとともに、乗務員自らが運転操作などを確認し、自分の「クセ」を知り、改善し、事故防止を図りました。……通年

○指導方針

- ・ 乗務員一人ひとりがあらゆる行動において、法令及び各種マニュアル等に定める事項に従い、それを実践すること
- ・ この方針を実行・推進するため、『基本に忠実に！』運動を展開すること
- ・ 自らの運転の「クセ」に気づき、それを改善すること
- ・ プロドライバーとしての自覚と責任を持って実行すること

(2) 運行管理業務点検・指導

①業務課職員が点呼マニュアルに基づき、点呼の状況を確認し、必要に応じて指導・助言を行いました。

実施日：4月・5月・9月・12月

②営業所長及び営業所主幹が点呼マニュアルに基づき、点呼の状況を確認し、必要に応じて指導・助言を行いました。……各営業所毎月1回

(3) 安全総点検の実施

年末年始の輸送の繁忙期において、輸送の安全を確保するため実施計画を策定し、年末年始の輸送等に関する安全総点検を実施しました。

実施日：12月10日～1月10日



◆安全統括管理者からの訓示

(4) 交通事業管理者等による営業所の巡視

年度始め及び年末年始に、交通事業管理者等が関係法令等の遵守及び安全最優先原則の徹底並びに輸送の安全に関する計画への取組み状況を確認するため、各営業所の巡視を行いました。

実施日：4月3日・6月6日・12月16日・17日・25日・1月7日 6回実施

(5) 輸送の安全に関する意見交換会の開催

安全意識の共有・確認を図ることを目的に、乗務員との輸送の安全に関する意見交換会を行い、安全に関する心構え・実践事項・意見・提案等を聞き、コメントし安全意識の高揚を図りました。

① 交通事業管理者・安全統括管理者との意見交換会

実施日：7月23日 長町営業所

実施日：11月27日 実沢営業所

② 自動車部業務課・輸送課・整備課職員との意見交換会

実施日：7月30日 川内営業所

実施日：11月29日 霞の目営業所

③ 営業所長・主幹との意見交換会……各営業所毎月1回



◆長町営業所における交通事業管理者・安全統括管理者との意見交換会

(6) 乗務員のPDCAの実施

乗務員の意識改革とその実践を促すため、乗務員一人ひとりが具体的な行動計画(項目：安全確保と接客向上に関するもの)を定め、評価し、改善する乗務員のPDCAを実施しました。

・上期4～9月、下期10～3月

(7) 職員の教育・研修等の実施

① 集合研修

ア 事故防止・接客サービス向上(バリアフリー)研修

事故の未然防止及び接客サービスの向上を図るとともに、バリアフリーについて障害のある方への対応を習得することを目的に、次のとおり実施しました。

- ・「事故にひそむ危険要因を探る」DVD視聴
- ・営業車添乗によるお客様視点からのサービスの検証
- ・危険予知トレーニングなどにより危険要素の発見
- ・ヒヤリハット体験事例に基づく、潜在的な危険箇所の把握



◆外部講師による講義(KYTトレーニング)

- ・グループ討議によるリスク低減の方策の習得
- ・バリアフリー法に基づき、障害のある方に対する対応方法の習得
- ・日常点検の確実な実施による路上故障の防止
- ・車両の特性が起因する事故の防止
- ・年11回 164名受講

イ 接客サービス向上フォローアップ研修

接客案内等評価の低い乗務員に対して、接客・接遇のスキルアップを図る目的で、次のとおり実施しました。

- ・「乗務員の接客マニュアル」及びDVDを活用した研修
- ・自分との違いを再認識してもらうため、実際の営業車に添乗

実施日：3月3日・7日・17日 4名受講

ウ 新規採用乗務員教習……新規嘱託乗務員23名採用

教習期間 10月4日～12月2日

新規採用乗務員として、必要な運転技術と業務知識の習得を目的とした教習を実施しました。



エ 健康管理増進研修

加齢に伴う身体機能の変化を自覚することにより事故の未然防止を図る目的で、次のとおり実施しました。

- ・「高齢運転者による交通事故防止について」DVD視聴
- ・酒気帯び出勤の根絶を図るため、アルコールが運転に及ぼす悪影響の把握
- ・腰痛予防のストレッチ
- ・健康管理に対する意識の高揚を図りました。
- ・年10回 175名受講

◆(一財)宮城県社会保険協会から
講師を招いての研修



オ 副所長・運行管理者研修

管理監督者として高度な知識の習得を目的とした研修を実施しました。

実施日:10月28日・29日・31日 26名受講

2月14日 20名受講



◆民間保険会社から講師を招いての研修

カ 新任運行管理者教習

指定業務職転任者に対し、運行管理者業務等に必要な知識と技能の習得を目的とした教習を行いました。

実施日:3月10日～3月31日 7名受講



キ 整備管理者研修

整備管理者を対象に、業務遂行に必要な知識を習得させる研修を実施しました。

実施日:3月26日 4名受講

ク 整備管理者の補助者研修

整備管理者の補助者を対象に、業務遂行に必要な知識を習得させる研修を実施しました。

実施日:4月16日～25日 32名受講・各営業所

ケ 安全マネジメント内部監査委員研修

内部監査を実施するうえで、内部監査委員の力量の向上を目的として、必要な知識・技術を習得させる研修を実施しました。実施日:11月13日 14名受講

コ 安全マネジメント新任内部監査委員研修

新任内部監査委員を対象に、内部監査を実施するうえで、必要な知識・技術を習得させる目的で研修を実施しました。実施日:4月25日 4名受講

②現場研修

ア 主任乗務員研修

乗務員の指導的立場にある主任乗務員に対し、交通局の現状と課題を検証させ、他の乗務員への伝達方法等を習得し、更なる運輸安全マネジメントの構築を図る目的で実施しました。

・年2回 54名受講

イ スキルアップ研修

旅客自動車運送事業運輸規則第38条に基づき営業所において運転手が遵守すべき事項に関する知識のほか事業用自動車の運行の安全及び旅客の安全を確保するために必要な運転に関する技能及び知識を習得させることを目的に実施しました。・年2回 546名受講



◆川内営業所におけるスキルアップ研修

ウ 職場研修(自主研修)

営業所における交通事故の防止と接客・接遇の向上、飲酒運転防止を図る目的で実施しました。

・各営業所毎月1回

③個別研修

ア 事故惹起者研修

自動車事故の再発防止を図るために、事故惹起者の教育・指導を実施しました。

・6回 6名受講

イ 酒気帯び出勤惹起者

運輸安全マネジメントを十分理解させ、本来の運転業務に必要な姿を自ら自覚させる目的で実施しました。

・7回 7名受講

④派遣研修

副所長・運行管理者・業務課職員等派遣研修

副所長・運行管理者等に対し、営業所の管理監督者としての高度な知識の習得と運輸安全マネジメントに基づく実践的な総合運行体制の技能及び知識の習得のためクレフィール湖東交通安全研修所へ職員を派遣しました。

(1)運行管理者研修 実施日:7月17日～19日

(2)場 所:滋賀県クレフィール湖東交通安全研修所 2名受講

⑤現場指導

ア 添乗指導

業務課職員及び営業所の管理要員が自動車運転者添乗指導要領に基づき、乗務員の添乗指導を実施しました。……244名実施

イ 街頭指導

業務課職員及び営業所の管理要員が、仙台駅前周辺・主要停留所及び交差点において、交通法規や服務規律の遵守状況、アイドリングストップ実施状況を確認し、必要に応じて乗務員の教育・指導を実施しました。

- ・マナーアップ強化日(毎月1日・15日)
- ・接客サービス強化日(毎月10日・20日)

(8)安全運転者研修

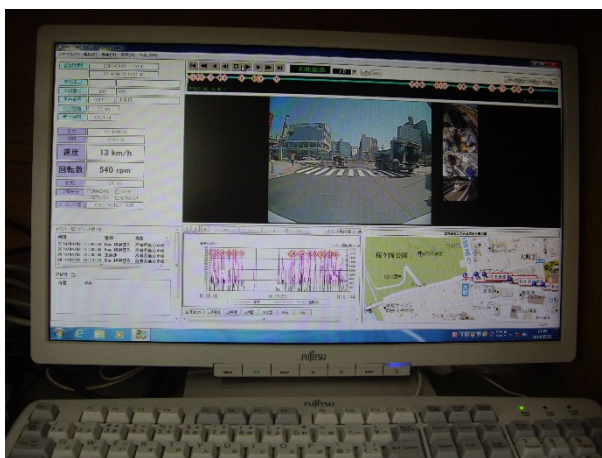
交通事故の防止、運転マナーの向上を図る目的で、春と秋の全国交通安全運動期間中、営業所単位で所轄警察署より講師を招き、安全運転者研修会を実施しました。

実施日:5月 135名受講, 10月 163名受講

2. 輸送の安全に関する投資(決算見込み額)

(1)ドライブレコーダーの導入 《機器購入等 19,009 千円》

バス輸送において、より高い安全性を確保するとともに、エコドライブの推進を図ることを主な目的に、常時記録型ドライブレコーダーを順次導入します。乗務員の安全意識向上による事故抑止効果や事故情報・ヒヤリハット情報の収集による乗務員教育の充実が図られるほか、収集したデータにより、車両事故・トラブルの原因特定や車内防犯対策に効果が期待されます。今後、段階的に導入を進め、全車両への配備を目指します。



◆川内営業所72両へ導入しました。

◆平成24年度試験導入の14両と併せ、川内営業所86両全車両に導入しました。

(2)車両更新に伴うノンステップ車の導入 《車両購入 489,840 千円》

車両の更新に伴いバリアフリーに対応したノンステップ車両(中古車も含む)を購入しました。

(3)バス車両の確実な点検・整備の実施 《車両修繕費 622,057 千円》

法令に基づき、安全かつ安定的な輸送を確保するため、確実なバス車両の点検・整備を実施しました。

(4)職員の健康管理 《健康診断手数料 9,467 千円》

職員の健康状態を把握するため、定期健康診断を実施しました。

(5)運転適性診断 《受診料 623 千円》

乗務員の運転適性診断を定期的に行いました。

(6)教育及び研修 《講師料 187 千円》

外部講師を招き、危険予知トレーニングなどによる危険要素を発見し、危険を回避し安全運転をするための研修を実施しました。また、新規採用乗務員教習において、外部講師を招き、お客様の立場に立った接客・接遇の研修を実施しました。

(7)派遣研修 《旅費 85 千円》

副所長・運行管理者としてエコドライブや運行管理業務の高度な知識を習得させるため、クレフィール湖東交通安全研修所へ職員を派遣しました。

3. 輸送の安全に関する内部監査の実施

安全管理規程第19条第1項の規定により、輸送の安全に対する業務体制が適切に確立、実施若しくは維持され、または機能していることを確認するため、「輸送の安全に関する内部監査要領」に基づき、次のとおり内部監査を実施しました。



◆実況営業所における内部監査

①被監査部署及び実施日

・長町営業所	6月4日	・実況営業所	6月7日
・安全統括管理者	8月26日		
・川内営業所	11月18日	・霞の目営業所	11月22日
・輸送課	3月19日		

②監査対象期間

- ・長町営業所及び実沢営業所 平成24年10月1日～平成25年3月31日
- ・川内営業所及び霞の目営業所 平成25年4月1日～9月30日
- ・輸送課 平成25年4月1日～12月31日

③監査所見

被監査部署	監査所見
長町営業所	関係法令及び安全管理文書等に照らし監査を実施した結果、業務全般の実施内容の適合性は確認できたが、関係法令に関わる事項について改善を要するものがあつた。これらについて、改めて実態の確認と原因を確認し、関係ファイルの作成及び書類整理の徹底、その他必要な措置を行うことを要求した。また、要望として、非乗務員の資格者証等についてはファイリングされているものの、できれば、個人別のファイルを作成し書類管理及び整理をすること。また、当営業所はこれまでも、事故防止や酒気帯び出勤防止等の取組みを積極的に実施しており、今後も輸送の安全性の向上に向けて継続して取組んでもらいたい旨を話した。
実沢営業所	関係法令及び安全管理文書等に照らし監査を実施した結果、業務全般の実施内容の適合性は確認できたが、平成24年度輸送の安全に関する計画(安全管理規程第7条具体的な項目)では、主任乗務員研修を年2回程度実施しなければならないとなっていたが、1回しか実施していなかった。改めて原因を究明し、再発防止に向けて必要な措置を行うよう要求した。また、営業所はこれまでも、事故防止や誤運行防止、酒気帯び出勤防止等、営業所独自の取組みを積極的に実施しており、今後も輸送の安全性の向上に向けて継続して取組んでもらいたい旨を話した。
川内営業所	関係法令及び安全管理文書等に照らし監査を実施した結果、業務全般の実施内容の適合性は確認できたが、業務日誌及び乗務記録に記載漏れが散見されたため、これらについて改めて実態を確認し、書類整理を徹底するよう要求した。また、運行管理送り簿に所長・主幹・副所長の決裁欄を作成することと、指導は適切に行われているものの、適性診断指導記録表の記入様式(様式3-1)が綴られていないものも散見されたので、記入用紙を作成し、書類管理及び整理を徹底するよう要求した。さらに、当営業所はこれまでも、事故防止や酒気帯び出勤防止等の取組みを積極的に実施しており、今後も輸送の安全性の向上に継続して取組んでもらいたい旨を話した。
霞の目営業所	関係法令及び安全管理文書等に照らし監査を実施した結果、業務全般の実施内容の適合性は確認できたが、関係法令に関わる事項について改善を要するものがあつた。これらについて、改めて実態の確認と原因を確認し、関係マニュアルの作成及び書類整理の徹底、その他必要な措置を行うことを要求した。また、要望として、苦情に対する指導は行われているものの、指導内容を乗務員台帳に記入し書類を管理すること、また、当営業所はこれまでも、事故防止や酒気帯び出勤防止等の取組みを積極的に実施しており、今後も輸送の安全性の向上に継続して取組んでもらいたい旨を話した。

④フォローアップ監査の被監査部署及び実施日

- ・長町営業所 7月19日
- ・川内営業所 1月21日
- ・霞の目営業所 1月20日

被監査部署	確認結果	監査結果総括
長町営業所	改善事項について、措置内容が確認できた。	今後とも、輸送の安全性の向上を図るため、安全重点施策の取組みを継続的に実施し、安全に関する各種取組み状況、課題を正確に把握したうえ、更なる効果的な安全管理体制の見直し、改善が実施されることを期待します。
川内営業所	改善事項について、措置内容が確認できた。	今後とも、輸送の安全性の向上を図るため、安全重点施策の取組みを継続的に実施し、安全に関する各種取組み状況、課題を正確に把握し、更なるスパイラルアップを期待します。
霞の目営業所	改善事項について、措置内容が確認できた。	今後とも、安全性を段階的に向上させるためには、安全管理体制の継続的な改善が不可欠であることから、個々の取組み状況を適時・適切に検証し、更なる輸送の安全性の向上に努められるよう期待します。併せて、苦情抑止及び事故の未然防止については、「接客だより」「安全だより」「霞の目だより」を活用し、営業所内へ周知を図り、更なる安全意識等の向上に努められることを期待します。

⑤内部監査委員会

実施日：5月13日・6月26日・7月24日・9月26日・11月11日・1月14日・2月10日・2月27日
計8回開催しました。

4. 輸送の安全に関する情報の連絡体制の確立

(1)輸送安全管理委員会及び各部会の開催

①安全管理規程第13条に基づき、輸送の安全の計画の実行、確認及び改善状況の審査並びに事故原因の調査、研究等を行うため、輸送安全管理委員会を開催しました。

・輸送安全管理委員会 毎月1回開催

②安全管理規程第13条に基づき、事故調査防止部会・酒気帯び運転防止部会を開催し、事案について調査、研究等を行いました。

・事故調査防止部会 2回開催 ・酒気帯び運転防止部会 7回開催

③安全管理規程第13条に基づき、整備管理部会を開催し、車両故障の防止のための調査、研究等を行いました。

・整備管理部会 毎月1回開催

(2)ヒヤリハット体験の活用

危険体験「ヒヤリハット」事例活用要領に基づき、乗務員からヒヤリハット体験情報を収集し営業所に掲示するとともに、職場研修などで乗務員に情報を提供し事故の未然防止を図りました。また、ヒヤリハット体験地図や冊子を作成し、常に情報を乗務員に伝えました。

- ・26件報告

(3)災害・事故・事件等対応訓練の実施

災害や事故等が発生したときに、迅速かつ的確に対応できるよう、各種マニュアルに基づき、訓練を実施するとともに、訓練実施後において、訓練の内容を検証・評価し、改善策を次回の訓練に反映させる取組みを実施しました。

- ・(公社)宮城県バス協会主催のバスジャック対応訓練に参加 8月9日 5名参加
- ・防災の日(6月12日)に併せ、災害時(地震・津波等)を想定した独自災害対応訓練(避難訓練・情報収集伝達訓練)を実施
- ・大規模な災害が発生した際、より適切な対応がとれるよう、業務用無線機を活用した本局と営業所や委託先との連絡体制の強化
- ・春・秋の全国火災予防週間(11月9日～15日。3月1日～7日)に独自災害対応訓練を実施
- ・停電時に備え、非常用発電装置を使用した訓練を実施

(4)受託者との連絡会議の開催

①車両の点検及び整備の管理に関する情報を交換し、連携して輸送の安全の向上を図るための会議を開催しました。

- ・交通局と仙台交通(株)・宮城交通(株)との連絡会議……毎月1回開催

②輸送の安全に関する情報等を交換し、連携して輸送の安全の向上を図るための連絡会議を開催しました。

- ・交通局とJRバス東北(株)・宮城交通(株)との合同連絡会議……毎月1回開催

5. 輸送の安全に関する教育及び研修の実施(主なもの)

※Ⅲ1.「(7)職員の教育・研修等の実施」を参照ください

6. 輸送の安全に関するその他の取組み

(1)職員の健康管理

- ①看護師が、各営業所を定期的に訪問し、職員(乗務員)の健康相談及び血圧測定を行い、指導・助言を行いました。……営業所・月3回
- ②産業医が定期的に各営業所を訪問し、健康管理名簿記載者(生活習慣病)の健康診断及び病欠者の出勤認定(病欠日数等による)の問診を行い、指導・助言を行いました。……月2回
- ③営業所主幹が、日頃より職員の健康状態の把握に努め、健康管理(飲酒関係を含む)の指導を行うとともに

に、健康管理名簿記載者等に対し、定期健康診断結果に基づき、個人面談を実施し指導・助言を行いました。……4ヶ月ごと 年3回

(2) 運転適性診断の実施

旅客自動車運送事業運輸規則第38条に基づき実施し、乗務員指導等に活用しました。

・207件

(3) 事故原因分析及び教育・指導の実施

自動車事故を惹起した運転者に対し、事故の再発防止を図るため、「自動車事故における原因分析及び教育・指導に関する要領」に基づき、事故の原因分析を行うとともに、デジタルタコグラフ搭載車両のデータを活用した教育・指導を実施しました。……25名受講

(4) 営業所対抗接客・接遇コンクールの実施

接客・接遇と安心を与える運転の向上を図るため、営業所対抗の接客・接遇コンクールを実施し、最優秀営業所を表彰しました。……実施期間:6月1日～30日 7月表彰 最優秀 実沢営業所

(5) 事故防止運動

①営業所ごとに事故抑止目標を設定し、積極的に交通事故の抑止に努め、輸送の安全確保に取り組みました。

……通年

②年間事故抑止目標達成営業所を表彰しました。…平成24年度目標達成 川内営業所・長町営業所

③始業点呼時等に、乗務員に対し、自ら定めた安全目標を宣言させ、また、終業点呼時に達成状況の報告を受け、相互に検証を行いました。……毎日

④自転車交通安全の日……毎月15日

(6) 事故防止コンクール等の実施

①春・秋の交通安全県民総ぐるみ運動及び年末年始の輸送等に関する安全総点検に合わせ、輸送の安全に対する意識高揚を図る目的でコンクールを実施し、有責事故の少ない営業所を表彰しました。

・春の事故防止コンクール 5月表彰 実沢営業所

・秋の事故防止コンクール 11月表彰 霞の目営業所、長町営業所、実沢営業所

・年末の事故防止コンクール 2月表彰 実沢営業所

②年間を通し有責事故の少ない営業所を表彰しました。……11月25日表彰 川内営業所

③交通事故防止に努め、連続して100日間有責事故の発生が無かった営業所を表彰しました。

・霞の目営業所、実沢営業所

④交通安全啓発実践キャンペーン「セーフティ123」への参加を促し、交通事故防止の意識の高揚を図りました。……11チーム参加

(7)市バスモニターの実施及び接客態度優秀職員の表彰

本局管理要員及びバス添乗モニターにより、乗務員の接客及び安心を与える運転の実施状況の添乗調査を実施しました。

- ①添乗調査 1,651件
- ②1月～6月期 接客態度優秀職員表彰 52名
- ③年間接客優秀職員表彰 20名
- ④7月～12月期 接客態度優秀職員表彰 52名

(8)エコドライブの取組み

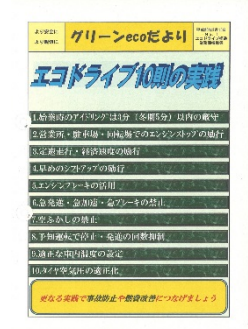
- ①職場研修等でエコドライブに対する意識の高揚及び環境保全、燃費削減、交通事故の未然防止を図りました。……7月・1月(推進強化月間)

毎月第一水曜日(エコドライブ推進強化日)

- ②エコドライブに対する意識の高揚を図る目的で、「eco だより」を発行しました。

……1回発行

- ③営業所において、デジタルタコグラフの結果を活用し適切な助言をすることによりエコドライブの意識の高揚を図りました。……通年



(9)路線巡回の実施及び情報提供

交通事故の未然防止を図る目的で、マナーアップ強化日及び冬期間等に、次のとおり実施しました。

- ・路線における危険箇所等の状況し、危険箇所マップの作成
- ・運行開始前などに、担当路線内の巡回を行い、乗務員等に対して、その情報の提供及び指導・助言
- ・災害発生時又は災害が想定される場合に路線巡回を実施し、その情報提供

(10)安全だより等の広報誌の発行

- ①具体的な取組目標を掲げ、交通事故防止を図る目的で、安全だよりを発行しました。また、緊急な対応を要する場合について、安全速報を発行し周知徹底を図りました。

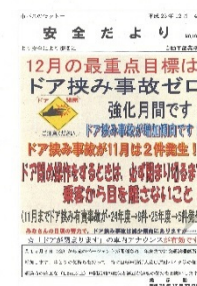
・31回発行(号外含む)

- ②具体的な取組目標を掲げ、接客サービス向上を図る目的で、接客だよりを発行しました。また、緊急な対応を要する場合については、接客速報を発行し周知徹底を図りました。

・19回発行(号外含む)

- ③事故の再発防止を図る目的で、発生した事故内容を事故速報として発行し周知徹底を図りました。

・33回発行



(11)バス車両の確実な点検・整備の実施

法令に基づき、安全かつ安定的な輸送を確保するため、確実なバス車両の点検・整備を各整備工場で実施しました。

(12)バス停施設等の安全点検の実施

輸送の安全を確保するため、停留所上屋・停留所標識の破損、汚損等の補修、修理、交換及び清掃作業を随時実施しました。

IV 自動車事故報告規則第2条に規定する事故 (重大事故等)に関する統計の報告

(安全管理規程第22条関係)

1. 国土交通省へ報告した事故件数について

自動車事故報告規則第2条に該当し、国土交通省へ報告した事故件数は7件でした。

事故の内容については以下のとおりです。

平成25年度重大事故等の内容

事故発生日	発生状況	根拠規定
5月22日	信号の無い横断歩道に差し掛かった際、対向停車していた車両の陰から渡って来た歩行者通行人を発見。衝突回避に努めたが歩行者通行人を撥ね、転倒、負傷するとともに、その際の衝撃で車内のお客様5名が負傷したものの。	第2条第3号
11月5日	上り坂を走行中、右カーブに差し掛かった際、対向して来た相手原付バイクが、突然バランスを崩し転倒、滑走し、センターラインをはみ出して来たため、衝突回避に努めたがバイク車体が衝突し、相手運転者が負傷したものの。	第2条第3号
11月14日	バス停留所において停車中、お客様取扱い後、発進しようとした際、後続してきた相手車は太陽光が目に入り、当バスに気づかず追突。その際の衝撃で相手同乗者が負傷したものの。	第2条第3号
11月22日	西の平線を運行中、現場バス停において、当該乗務員から頭痛及び動悸による体調不良の申告があったため、運行中止の指示を行い、代替運転手と交替させたものの。	第2条第9号
11月30日	中山・川平線を運行中、現場バス停において、当該乗務員から吐き気による体調不良の申告があったため、運行中止の指示を行い、代替運転手と交替させたものの。	第2条第9号
12月27日	バス停留所において、お客様取扱い後発進する際、乗車したお客様が着座しようとしたところ、発進の動揺で床に転倒、負傷したものの。	第2条第7号
12月29日	バスプール内を走行中、左バス停留所に停車していたバスの前方から、突然、車道に飛び出して来た歩行者通行人を発見。衝突回避に努めたが、歩行者通行人を撥ね、車道へ転倒、負傷したものの。	第2条第3号

- ※1 第2条第3号に該当する事故とは、死者又は重傷者（14日以上入院、又は入院を要し治療期間30日以上のも等）を生じたもの。
- ※2 第2条第7号に該当する事故とは、操縦装置又は乗降口の扉を開閉する操作装置の不適切な操作により、旅客に自動車損害賠償保障法施行令第5条第4号に掲げる障害が生じたもの。
- ※3 第2条第9号に該当する事故とは、運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったもの。

2. 国土交通省への報告した車両路上故障件数について

自動車事故報告規則第2条第11号に該当し、国土交通省へ報告した車両路上故障件数は31件でした。

平成25年度車両路上故障項目別（単位：件）

かじ取り装置	0	緩衝装置	1	付属装置	0
制動装置	0	動力伝達装置	9	電気装置	4
走行装置	1	原動機	14	車体	2

※第2条第11号に該当する事故とは、自動車の装置の故障により、自動車が運行できなくなったもの。